

北海道告示第10320号

北海道が平成30年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成30年4月5日

北海道知事 高橋 はるみ

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提出部 数、提出期限及び提 出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘要
北海道離島航路旅客定期航 路事業 離島地域の振興並びに離 島住民の民生の安定及び向 上に資するため、予算の範 囲内で補助する。	離島航路旅客定期 航路事業を営む者					提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 総合政策 部交通政 策局交通 企画課		
(1) 離島航路事業		航路損益計算書により算出さ れた純損失額	2分の1以内	総政第14号様式 総政第39号様式 総政第41号様式 総政第42号様式 別に指示する様 式				実績報 告は要 しない 。
(2) 運賃割引事業		離島航路旅客定期航路事業を 行う場合における1月から翌年 3月までに係る次の経費 (1) 離島住民の旅客運賃割引額 (各航路区間ごとの昭和55年1 月1日現在の1キロ当たりの認 可運賃(2等旅客運賃)から13 円50銭を差し引いた額に当該航 路区間のキロ数を乗じて得た額 (その額が現行の運賃の5分の 1に相当する額を下回るものに ついては、当該運賃の5分の1 に相当する額。10円未満の端数	2分の1以内	総政第14号様式 総政第39号様式 総政第40号様式 別に指示する様 式	総政第40号様式			

		<p>が生じたときは、四捨五入する。 。)に当該航路区間ごとの割引に係る利用人員を乗じて得た額の合計額)</p> <p>(2) 離島在住の妊産婦の妊産婦運賃割引額 (妊産婦が検診又は出産のために離島航路の1等船室 (1等船室に自由席場合は2等船室) 又は急行料金を徴する船舶を利用する場合において、毎年1月1日現在の認可運賃 (急行料金を含む。) の3分の2に相当する額 (10円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。)) に当該航路区間ごとの割引に係る利用人員を乗じて得た額の合計額)</p> <p>(3) 離島住民の燃料油価格変動調整金割引額 (各航路区間ごとの燃料油価格変動調整金 (毎年1月1日から3月31日までの期間にあつては当該年の1月1日現在の、4月1日から6月30日までの期間にあつては当該年の4月1日現在の、7月1日から9月30日までの期間にあつては当該年の7月1日現在の、10月1日から12月31日までの期間にあつては当該年の10月1日現在の燃料油価格変動調整金とする。) から平成18年1月1日現在の燃料油価格変動調整金を除いた額に相当する額 (10円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。) 又は200円のいずれか低い額を割引単価とし、これに航路区間ごとの当該割引に係る利用人員を乗じて得た額の合計額)</p>					
--	--	---	--	--	--	--	--